

ビジネスカードローン

〔保証協会制度：事業者カードローン当座貸越根保証〕

商品概要説明書

(平成30年1月23日現在)

ご利用いただける方	次のすべての要件を満たす法人または個人事業主の方 ① 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告(青色申告)を行っている方 ② 当組合との与信取引が6ヶ月以上ある方 ③ 当組合の審査基準及び岐阜県信用保証協会の財務内容等について定める基準を満たし、同協会の保証を得られる方 ※ 農林漁業、金融業、射倖的娯楽産業などの業種を営む方はご利用できません。
ご融資形態	当座貸越
お使いみち	運転資金・設備資金 (※ただし事業資金に限ります。)
ご融資金額	100万円以上2,000万円以内 (10万円単位)
ご融資期間	2年 (2年ごとの更新(自動更新不可)、最長6年間)
ご返済方法	随時返済 (専用のキャッシュカードにより当組合ATMをご利用頂けます。)
ご融資利率	<ご契約時> ご契約時現在の長期プライムレートを基準とした変動金利 <ご契約中> 毎月10日現在の長期プライムレートを基準として、その変動に対し同じ金利幅で変動します。
利息の支払方法	毎月10日に前月分の利息を貸越元金に組入れます。
担保・保証人	<連帯保証人> 個人事業主は原則不要 法人は原則代表者 <担保> 原則不要 ※ 岐阜県信用保証協会への保証申込みが必要です。 ※ 岐阜県信用保証協会が必要と認めた場合には連帯保証人が必要です。 ※ 信用保証料はご融資利息とは別にお支払いいただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	○ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：ひだしんお客様相談室】 ・受付日：月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日を除く) ・受付時間：9:00～17:30 ・電話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.hidashin.co.jp/ ○ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)、愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター(電話:0564-54-9449)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記「ひだしんお客様相談室」または下記窓口までお申し出ください。 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 ・受付日：月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日を除く) ・受付時間：9:00～17:00 ・電話：03-3567-2456 ・住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)

※ ローンの利用申込に際し、当組合および保証協会の審査の結果によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※ 利息制限法により、当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、当組合以外の提携ATMをご利用される場合に、ATM利用明細票に示されたお客様の負担されるATM利用手数料よりも、実際にご負担いただく手数料金額が減額される場合がございます。

※ 法人キャッシュカード・ローンカードをご利用の場合は、当組合ATMのみでのご利用となります。



もっと、ずっと、あなたのそばに